

稚内市児童問題連絡会設置要綱

(設置)

第1 市内における児童問題に関する機関が連携して要保護児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)の早期発見、子ども虐待等の防止及び支援対象児童等(法第25条の2第2項に規定する支援対象児童等をいう。以下同じ。)の適切な支援を図るため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会と位置付ける機関として稚内市児童問題連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(定義)

第2 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3 連絡会は、法第25条の2第2項に規定する業務を行うほか、次に掲げる活動を行う。

- (1) 配偶者等からの暴力被害者に関する情報の交換
- (2) 支援対象児童等の早期発見、適切な保護若しくは適切な支援又は再発の防止に関する啓発活動の推進
- (3) 児童虐待を行った保護者への対策及び支援
- (4) 児童虐待防止のために必要な事項についての調査研究及び検証
- (5) 前各号に掲げるもののほか、連絡会の目的達成のために必要な事項

(連絡会の構成)

第4 連絡会は、別表に掲げる関係機関(以下「関係機関」という。)をもって構成する。

- 2 連絡会に、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。
- 3 連絡会が必要と認めるときは、関係機関以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(調整機関)

第5 法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)として、教育委員会教育部こども課を指定する。

- 2 調整機関は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 連絡会の事務の総括に関すること。
- (2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関との連絡調整に関すること。

(会長及び副会長)

第6 連絡会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は教育長を、副会長は教育部長をもって充てる。
- 3 会長は、連絡会の事務を総理し、連絡会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の非公開)

第7 連絡会の会議は、非公開とする。

(代表者会議)

第8 代表者会議は、法第25条の2第2項に規定する業務及び第3各号に掲げる活動について、支援対象児童等に対する適切な保護又は適切な支援の実施を図るため、関係機関等の連携を確保し、実務者会議が円滑に行われるよう、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 支援対象児童等の支援に関するシステム全体の検討に関すること。
- (2) 実務者会議から受けた活動報告の評価に関すること。
- (3) 支援対象児童等の早期発見及び適切な対応等の検討に関すること。
- (4) 連絡会の運営方針に関すること。
- (5) その他連絡会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

- 2 代表者会議は、関係機関の代表者をもって構成する。
- 3 代表者会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 会長は、代表者会議で必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(実務者会議)

第9 実務者会議は、法第25条の2第2項に規定する業務及び第3各号に掲げる活動について、支援対象児童等の実態把握、支援を行っている事例の把握及び支援対象児童等の情報交換を行う。

- (1) 支援を行っているケースの定期的な状況確認及び対応方針の見直しに関すること。

(2) 個別ケース検討会議で課題となった点の検討に関すること。

(3) 支援対象児童等対策を推進するための啓発活動に関すること。

2 実務者会議は、関係機関のうち、個別の支援対象児童等に関係する機関に属する担当者をもって構成する。

3 実務者会議は、必要に応じて調整機関の長が招集する。

(個別ケース検討会議)

第10 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するため、次に掲げることについて協議する。

(1) 関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度及び緊急度の判断に関すること。

(2) 個別の支援対象児童等の状況の把握及び問題点の確認に関すること。

(3) 個別の支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。

(4) 個別の支援対象児童等に対する支援方法の確立と役割分担の決定に関すること。

(5) 個別の支援対象児童等に係る援助及び支援計画の検討に関すること。

(6) 児童虐待防止のために必要な事項について調査研究及び検証に関すること。

(7) その他個別ケース検討会議の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 個別ケース検討会議は、関係機関のうち、個別の支援対象児童等に関係する機関に属する担当者をもって構成する。

3 個別ケース検討会議は、必要に応じて調整機関の長が招集する。

(秘密の保持)

第11 法第25条の5の規定に基づき、連絡会の構成員及び構成員であった者は、連絡会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 連絡会は、法第25条の3の規定により構成員以外の関係機関等に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めるときは、秘密が保持されるよう配慮しなければならない。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、連絡会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

別表(第4関係)

区 分	関 係 機 関
児童福祉関係	旭川児童相談所稚内分室
	稚内市民生児童委員連絡協議会
	稚内市社会福祉協議会
	稚内市早期療育通園センター
	稚内私立保育園協会
	稚内市生活福祉部社会福祉課
	稚内市教育委員会教育部こども課(家庭相談員、母子父子自立支援員、保育士、児童厚生員)
保健医療関係	宗谷総合振興局保健環境部保健行政室(稚内保健所)
	稚内市生活福祉部健康づくり課
	市立稚内病院(医師、医療支援相談室主幹、ソーシャルワーカー)
教育関係	北海道稚内養護学校
	稚内市立学校校長会
	稚内市教育研究所
	稚内市教育相談所
	稚内市適応指導教室
	稚内市子ども安全育成センター
	稚内市教育委員会学校教育課
	稚内私立幼稚園協会
警察・司法その他関係機関	稚内警察署
	旭川地方法務局稚内支局
	稚内人権擁護委員協議会
	旭川保護観察所稚内駐在官
	稚内地区保護司会
	会長が指定する者

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。